

相模原商工会議所優良従業員表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、相模原商工会議所（以下「商工会議所」という。）の会員である事業所に勤務する従業員で勤務成績が特に優れ、他の模範となるものを表彰することにより、本市産業の発展に寄与することを目的とする。

(表彰基準)

第2条 表彰は会員である事業所の従業員で、原則として、同一事業所に勤続10年以上又はその事業所の他の本・支店・工場等の勤務を通算して10年以上の者で、次の各号の1つ以上に該当する者を対象とする。ただし、過去に本表彰を受賞した者は除く。

- (1) 社会的功績があった者、又は企業体の名誉となるような行為があった者。
- (2) 企業の事務能力の増進、生産増強、販売促進又は合理化など職務上、顕著な功績があった者。
- (3) 業務上有益な発明改良もしくは工夫考案をした者。
- (4) 人物、技能、勤務成績が特に優秀で従業員の模範とするに足る者。
- (5) 火災その他の災害を未然に防ぎ、又は非常変災に際し特に功労があった者。
- (6) その他前各号に準ずる篤行又は功労のあった者。

(表彰の申請手続き)

第3条 会員事業主は、前条の基準を満たす従業員（過去に本表彰を受賞した者は除く。）がある時は、「優良従業員表彰被表彰者推薦書」（様式）により会頭宛に推薦を行うものとする。ただし、推薦人数については「表彰人数割当表」（別表）の区分に応じて推薦するものとする。

(被表彰の審査及び決定)

第4条 会頭は会員事業主から推薦を受けた時は、「優良従業員等表彰選考委員会」において審査し、表彰基準に該当するものの中から、被表彰者を決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状のほか、記念品を贈呈してこれを行うことができる。

(年数の計算)

第6条 会員事業所に係る年数計算は、合併、譲渡又は内容若しくは組織の変更（以下この号において「合併等」という。）があった場合においても、事実上同一の会員

企業が存続し、引き続きそれに勤務している限り、合併等の前の勤続年数を含めて計算する。

(表彰の取り消し)

第7条 会員事業主からの優良従業員表彰推薦書に不実の記載があることが判明したときは、直ちに表彰を取り消すものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会頭が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。